和泉市制施行７０周年記念

「和泉市のタカラモノを見つけ出せ！チャレンジプロジェクト」実施要領

（目的）

第１条　この実施要領は、市内の伝統芸能、伝統行事、歴史的建造物、歴史的・文化的資産、自然景観、郷土料理、農産物、特産品、人物等で、次世代に継承すべき地域資源や和泉市を市内外にＰＲできる地域資源（以下「和泉市のタカラモノ」という。）を見つけ出すチャレンジプロジェクトに市民の参画を求めることで、地域資源の魅力を市内外に広く発信するとともに、地域住民による郷土愛の醸成や和泉市のタカラモノの後世への継承に寄与することを目的とする「和泉市制施行７０周年記念『和泉市のタカラモノを見つけ出せ！チャレンジプロジェクト』」（以下「本プロジェクト」という。）の実施および和泉市のタカラモノの認定に関して、必要な事項を定める。

（実施期間）

第２条　本プロジェクトの実施期間は、令和８年１月１日から令和９年３月３１日までとする。

（対象）

第３条　和泉市のタカラモノとして認定する対象は、次世代に継承すべき地域資源や和泉市を市内外にＰＲできる地域資源のうち、次のいずれかに掲げるものとする。

（１）伝統的なもの

地域住民等により、保存・伝承活動が行われていること。

（２）歴史的・文化的なもの

歴史上意義を有する歴史的・文化的資産であること。

（３）自然景観的なもの

四季折々の魅力があり、訪れる人に癒しと感動を与えるものであること。

（４）郷土料理・農産物・特産品に類するもののうち次のいずれかに該当するもの

ア　地域の伝統行事等にかかわりのあるもの

イ　地域特有の魅力があるもの

（５）特有の技術等により地域に貢献している者（人間市宝）

本市に居住若しくは在勤しており、伝統工芸や地場産業などにおいて、歴史的、文化的または芸術的な価値を有し、その伝統的な技法の継承または高度かつ専門的な研究や新技術を開発し、その技術等をもって地域産業の活性化等、地域貢献を図っている者。

（６）そのほか

市長が前号までの各号と同等と認めるもの

（推薦）

第４条　市民等は、「和泉市のタカラモノ」について次の方法により、市長に推薦するものとする。

２　推薦書（第１号様式）または市長が定めるオンライン等の方式により必要事項を記入の上、市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

３　推薦者が当該「和泉市のタカラモノ」の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）と異なる場合は、同意書（第２号様式）により所有者等の同意を得なければならない。

（認定）

第５条　市長は、前条の規定により推薦された「和泉市のタカラモノ」が、第３条各号に掲げるいずれかの要件に該当すると認めるときは、これを「和泉市のタカラモノ」として認定するものとする。

２ 市長は、前項の規定により認定された「和泉市のタカラモノ」の推薦者に対して、認定証（第３号様式）により通知するものとする。

３　市長は、前条の規定による推薦に対して認定しないことを決定したときは、認定不採択通知書（第４号様式）により、推薦者に通知するものとする。

（認定の取消）

第６条　市長は、「和泉市のタカラモノ」が第３条に掲げる要件を満たさなくなった場合、推薦者からの申出があった場合、その他特別な事由があった場合は、認定を取り消すことができる。

２ 市長は、前項により認定を取り消した場合は、取消通知書（第５号様式）により推薦者に通知するものとする。

（活用）

第７条　認定された「和泉市のタカラモノ」は、市制施行７０周年記念誌等に掲載するとともに、市制施行７０周年記念事業等で活用するものとする。

（そのほか）

第８条　この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。